

鳥取県景観形成条例

毎週火曜日
金曜日
(当月)
毎週火曜日
金曜日
(当月)
毎週火曜日
金曜日
(当月)

四 次

◇告 示 鳥取県景観形成条例に基づく鳥取県景観形成基本方針（全県公園化・景観形成推進策）

1 県土の景観形成に関する基本構想
私たちのふるさと鳥取は、美しい自然海岸の中に鳥取砂丘、弓ヶ浜半島などの景勝地や中国地方一の標高を持ち県の象徴ともなっている秀峰大山をはじめとする四季の彩り豊かな美しい自然景観を有している。また、長い歴史のなかで各地域の風土、文化、生活に根ざした特色のあるまちなみなどの優れた景観も形づくられてきた。
この景観は、日々の生活に安らぎとうるおいを与える、郷土に対する誇りと愛着をはぐくむ県民共有の財産である。

先人たちから引き継がれ残されてきたこの優れた景観を守り、育て、さらには日々の暮らしや地域の発展との調和を図りながら快適でうるおいのある景観を創り、次代に引き継がなければならない。

鳥取県はいま、県土をより美しく快適なものにするために、この県土に暮らし、かかわるすべての者が手をとりあって、全県が一つの公園といえるような県土空間を創ることを目的として「全県公園化構想」の推進に取り組んでいる。これを着実に進めるためには、良好な景観の保全と創造が重要な柱である。

優れた景観を保全し創造するに当たっては、次の基本的な視点を踏まえ、行政は自ら範を示すとともに、県民、事業者がそれぞれの責務を担いながら、力を合わせ、取り組んでいかなければならない。

(1) 美しい景観の保全と継承

雄大な山々、清らかな川などの美しい自然景観や各地域の文化、歴史を今に伝える景観は、長い年月にわたって形成され生みだされたものである。

鳥取県景観形成基本方針

鳥取県知事 四 岐 昭 次

平成5年六月十五日

継いでいかなければならない。

(2) 快適でうるおいのある景観づくり

現代は、心豊かにゆとりをもって暮らすことのできる眞の豊かさが求められている。日々の生活空間において、心に安らぎとうるおいをもたらすことのできる美しい景観を創造することは、人々の活力を増進することにもつながる。

まちなみや公共空間などの景観形成を長期的な展望のもとに着実に進め、また住まいやその周辺の緑化、修景などに取り組み、快適で思いやりとうるおいのあるまちづくりを進める。

(3) 地域の特性を生かした個性的な景観づくり

まちなみや山並み、小川の流れなどの地域の特徴的な姿は、地域の風土や歴史、文化などと、そこで暮らす人々の営みの中からつくりあげられてきたものである。

地域固有の特性が織り成す景観は、そこに住む人々の誇りであり、またそこを訪れる人々の心を引き付けるものである。

それぞれの地域の風土や歴史、文化など地域固有の特性を十分認識し、その地域ならではの個性的な景観づくりを進める。

(4) 楽しみと出会いをはぐくむ景観づくり

現代は、豊かな自然の中で憩い楽しむことのできる快適な活動空間が求められている。

県民が、自然とのふれあいを楽しみ、また戸外で活動的に生活する喜びと楽しみを享受するとともに、本県を訪れる人々を含め、県内外の人と人の心が通いあう眞の出会いをはぐくむ県土づくりに向けた景観形成を進める。

2 景観形成地域の指定に関する基本的な事項

特に県民に親しまれ、かつ県民の誇りとなる優れた景観を有する地域、又は新たに優れた景観を創造していくべき地域は、「景観形成地域」として指定し、景観形成地域基本計画を定め、きめ細かくかつ総合的な景観の形成に配慮しつつ、その地域の景観を重点的に守り育っていくものとする。

景観形成地域の指定に当たっては、次の事項を考慮する。

(1) 景観形成地域は、優れた自然景観、歴史的景観などを有する地域や新たに優れた景観を創造していくべき地域が、一定の広がりを持ってること。

(2) 市町村や住民が、景観形成の推進に關し積極的な取り組みを行うこと

3 特定行為及び大規模行為に係る景観形成のための指導等に関する基本的な事項

(1) 特定行為に係る景観形成のための指導等

景観形成地域での建築物、工作物の新築等や物品の集積、土石の採取等は景観に大きな影響を与える場合がある。こうした特定行為に係る景観形成のための指導等は、次のような事項に配慮して行う。

ア 地域の景観特性を考慮した特定行為景観形成基準を定め、優れた景観形成を図る。

イ 届出に対する指導は、景観形成地域の特性を生かした景観形成が可能となるよう具体的なものとすることに努める。

ウ 特定行為の計画段階での景観への配慮が行われるよう、普及啓発、事前指導の徹底、関係団体等との緊密な連携を図る。

(2) 大規模行為に係る景観形成のための指導等

大規模な建築物、工作物の新築等や物品の集積、土石の採取等は景観に大きな影響を与える、従来の景観を大きく変える場合がある。

大規模行為に係る景観形成のための指導等は、次のような事項に配慮して行う。

ア 大規模行為の実施に当たっては、建築物等自体の美しさの追求や周辺景観との調和を図り、良好な景観の創造に資するよう配慮する。

イ 大規模行為の実施に当たって配慮すべき事項や遵守すべき事項を示した大規模行為景観形成基準を定め、優れた景観形成を図る。

ウ 届出に附する指導は、優れた景観形成が可能となるよう具体的なものとすることに努め、かつ、大規模行為のなされる地域の特性を十分に考慮する。

エ 大規模行為の計画段階での景観への配慮が行われるよう、普及啓発、事前指導の徹底、関係団体等との緊密な連携を図る。

4 景観形成活動の促進に関する基本的な事項

優れた景観形成には、行政はもとより、県民及び事業者が自主的、積極的に取り組むことが不可欠である。

(1) 美しく快適な景観形成を進めることは、ひいては個性的な地域社会の創造と住民の活力をはぐくむことにもつながるものである。

このため、県民一人ひとりが、地域を愛し、美化、緑化活動に参加するなど景観形成活動に自主的に取り組むものとする。

(2) 事業者は、地域社会の構成員であるとともに、景観形成に大きな影響を与える当事者であることを認識し、行政や住民と協力して、地域の景観形成に努めるものとする。

(3) 景観形成に係る県民や事業者の意識を盛り上げるため、県及び市町村は、積極的な普及啓発を行い、景観形成活動の促進を図るものとする。

5 その他の景観形成施策の推進に関する基本的な事項

(1) 景観形成のための公共事業等に関する基本的な事項

公共の道路、橋、建築物等は、景観に与える影響が少くないことから、景観形成について先導的な役割を果たすことが求められる。

公共事業の実施に当たって工夫すべき事項や遵守すべき事項を示した公共事業景観形成指針を定め、中長期的な展望のもと、積極的に景観形成を推進していくものとする。

(2) 景観形成にかかる法令等の活用

自然景観や都市景観にかかる法令等は、自然公園法、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法など多岐にわたっている。

これら関係法令等に基づく施策は、景観形成で最大限の効果が發揮できるよう効果的かつ効率的な展開を行い、景観の保全、創造に努めるものとする。

(3) 市町村における景観形成施策

景観形成を推進していくためには、その地域に根ざした地道な取り組みが肝要である。

市町村は、地域の風土と歴史に根ざした個性ある景観を保全し、創造するため、景観形成基本計画の策定をはじめ地域の実状に即した積極的な景観形成施策を行うとともに、住民への指導、支援及び啓発に努めるものとする。

県は、景観形成に関する施策を実施する市町村に対して助言、情報の提供及びその他必要な支援を行うよう努めるものとする。